

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

ライトバンの耐用年数はナンバープレートで

Q: 当社ではこの度、ライトバンを購入しました。ところで、このライトバンの耐用年数は、乗用車の6年でしょうか、それともトラックの5年でしょうか。

A: 自動車登録番号が4又は40から49までであればトラックの5年を、5又は50から59までであれば乗用車の6年を適用します。

【解説】

ライトバンは貨客兼用の自動車であり、耐用年数通達では、「同一の減価償却資産について、その用途により異なる耐用年数が定められている場合において、減価償却資産が2以上の用途に共通して使用されているときは、その減価償却資産の用途については、その使用目的、使用の状況等により勘案して合理的に判定するものとする。この場合、その判定した用途にかかる耐用年数は、その判定の基礎となった事実が著しく異ならない限り、継続して適用する。」とあります。

しかし、ライトバンは「貨物の運送用」なのか「人の運送用」なのか、外観からは判断できません。

そこで、耐用年数通達では、「貨客兼用の自動車が貨物自動車であるかどうかの区分は、自動車登録規則の規定による自動車登録番号により判定する」としています。

